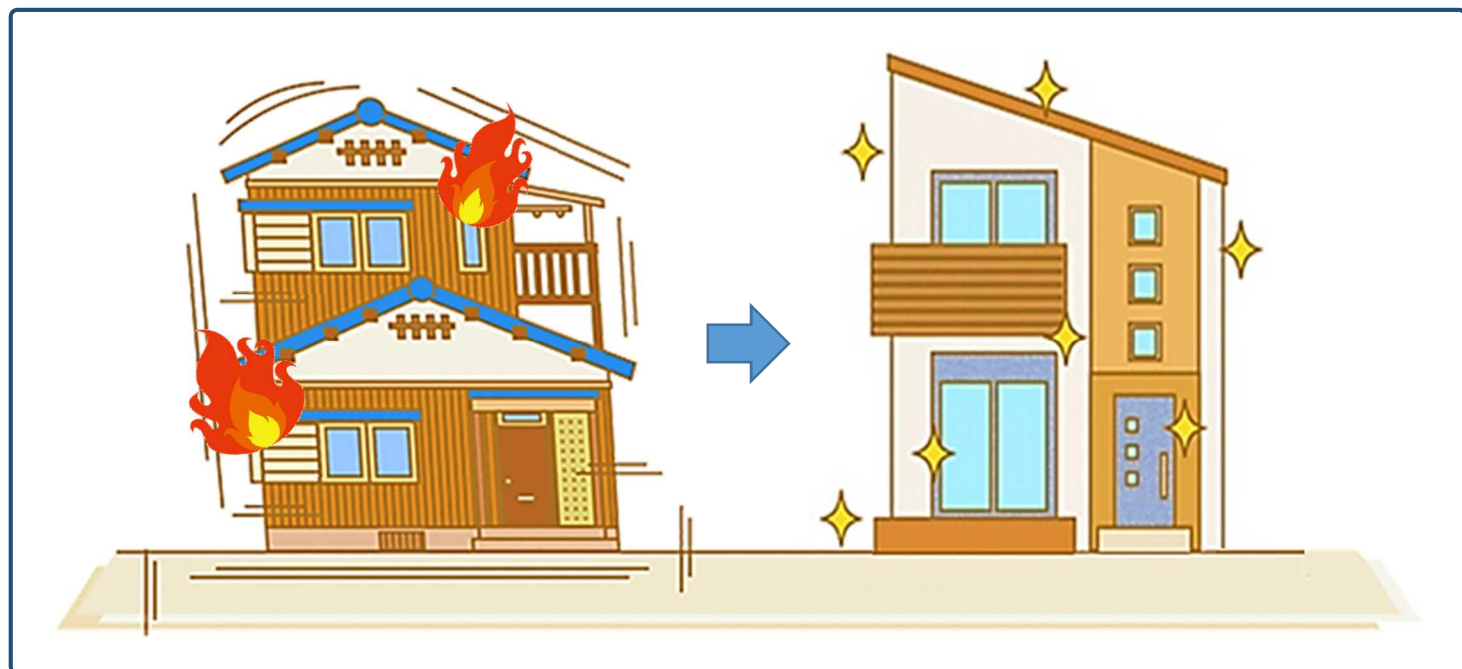


世田谷区と住宅金融支援機構が 連携して安心の家づくりを応援



【フラット35】 地域連携型（地域活性化）



当初5年間の
借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】S との併用で
さらに金利引下げ

【フラット35】地域連携型とは、地域活性化等について積極的な公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



世田谷区



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

世田谷区の耐震化・不燃化助成制度

お問い合わせ先

世田谷区の助成金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は世田谷区にお問い合わせください。

世田谷区木造住宅耐震改修等
助成金交付事業



防災街づくり担当部
防災街づくり課
耐震促進担当

03-6432-7177・78

世田谷区不燃化推進特定整備
事業



【世田谷地域管内】世田谷総合支所
街づくり課不燃化特区担当

03-5432-2871

【北沢地域管内】北沢総合支所
街づくり課不燃化特区担当

03-5478-8074

【フラット35】地域連携型

お問い合わせ先



住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります。)

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。